

中町「道の駅」隣接・民間活用エリア入札占用指針に関する質問への回答

全体No.	資料名	ページ	項目名	質問事項	回答
1	入札占用指針	1	2. 概要 (1)入札対象施設の種類の	道路法施行令第7条第8号には、かっこ書きで「第13号に掲げる施設を除く」と記載されているが、施設内に自社の事業用車両への給油設備や自動車整備施設を設けることは出来ないかと理解すれば良いでしょうか。	道路法施行令第7条第13号では「高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける」施設について記載しています。道路法施行令第7条第8号では「高速自動車国道又は自動車専用道路以外の道路に設ける」施設について記載しており、本件については、道路法施行令第7条第8号に基づく施設（ただし、都市計画法第34条第14号に基づく開発行為）での入札を対象としています。
2	参考資料2	2	平面図	民間活用東側の枚方・大和郡山線との間には用水路（②維持管理対象193.52㎡）が設けられており、占用許可には含まれないとなっているが、駐車場から出入りするため水路橋等を設置し、枚方・大和郡山線と上新田橋が交差するポイントに駐車場の出入口を設けることは可能でしょうか。 また、安全に車両が出入りできるように出入口部分に信号機を設けることは可能でしょうか。	民間活用エリアの出入口は、民間活用エリア北東部（道の駅エリア内）を想定しています。なお、民間活用エリア東側の②維持管理対象範囲は用水路を示しているわけではありませんのでご注意ください。（用水路は②のさらに東側です）
3	参考資料1	4	4. 利用用途	4. 利用用途の右横に記載の※「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日国道利第17号国土交通省道路局長通達）」には、「4. (1) 道路予定区域については暫定的な利用とし、駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等の占用が対象となり (2) 除却の困難である構造でないこと。」とあるが、建築物の基礎、杭、またアスファルトの舗装のための地盤改良などの施設整備は可能でしょうか。	道路法上は「除却の困難となる構造」でなければ施設整備可能と考えています。ただし、都市計画法や建築基準法などその他関係法令も遵守してください。
4	参考資料1	4	4. 利用用途	利用用途に、「道路法施行令第7条第8号に基づく施設、ただし、都市計画法第34条第14号に基づく開発行為」とありますが、都市計画法第29条但し書き、第3号に定める公益上必要な施設（乗合旅客運送事業）の計画は可能でしょうか。	計画施設が都市計画法第29条第1項第3号に該当するかについては、今後の関係機関協議次第となります。なお、関係機関協議及び法手続きを含め全て事業者にて行っていただくことになります。
5	参考資料1	4	4. 利用用途	本敷地は道路予定区域とのことですが、建築基準法上の道路では無いという認識でよろしいでしょうか。 【建築基準法第42条（道路の定義）】	建築基準法の判断については、許可権者（奈良市）にお問い合わせください。なお、本敷地は道路予定区域なので、建築基準法第42条第1項第1号の「道路法による道路」ではございません。